

# 千葉県報

号外  
令和5年10月17日

## 主要目次

○ 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則 特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る特定の民間再開発事業認定事務施行細則を廃止する規則 人事委員会規則 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ○ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ○ 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 規 則 四	○ 千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程 ○ 病院局管理規程 ○ 千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程 ○ 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 四 四 四 四	規 則 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年十月十七日 千葉県知事 熊谷 俊人	千葉県規則第五十八号 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則 使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。 別表第二第九十二号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同号の次に次の二号を加える。 九十二の二 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 特定民間再開発事業認定申請手数料	ロ 地区外転出事務認定申請手数料 九十二の三 特定の民間再開発事業認定申請手数料 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る特定の民間再開発事業認定事務施行細則を廃止する規則をここに公布する。 令和五年十月十七日 千葉県知事 熊谷 俊人 千葉県規則第五十九号 特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る特定の民間再開発事業認定事務施行細則を廃止する規則 再 開 発 事 業 認 定 事 務 施 行 細 則 廃 止 規 則 特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る特定の民間再開発事業認定事務施行細則（平成二年千葉県規則第三十七号）は、廃止する。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	人 事 委 員 会 規 則 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年十月十七日 千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦 千葉県人事委員会規則第十七号 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年千葉県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。 第二条に次の一項を加える。 2 条例第八条の三第一項第二号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職とする。 第三条を次のように改める。 第三条 条例第八条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。 一 前条第一項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下第六条において「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法（昭和二十三年法律第二十一号）に規定する臨床研修（以下第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法
---	---	--	--	--	---

に規定する実地修練（以下第六条において「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二 前条第二項に規定する職に採用された職員

第四条中「前条に規定する経過期間内に新たに第二条に規定する職を占めることとなつた」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条第一号に規定する経過期間内に新たに第二条第一項に規定する職を占めることとなつた職員

二 新たに第二条第二項に規定する職を占めることとなつた職員

第五条中「かわらず」の下に「、次の各号に掲げる職員の区分に応じて」を加え、「三十五年」を「当該各号に定める期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二条第一項に規定する職を占める職員 三十五年

二 第二条第二項に規定する職を占める職員 十五年

第六条第一項中「三十五年」を「、第二条第一項に規定する職を占める職員にあつては三十五年、同条第二項に規定する職を占める職員にあつては十五年」に改め、「（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）」を削る。

第七条中「三十五年」を「、第二条第一項に規定する職を占める職員にあつては三十五年、同条第二項に規定する職を占める職員にあつては十五年」に、「同項」を「前条第一項」に改める。

第九条中「経過期間」の下に「（第二条第二項に規定する職を占める職員にあつては初任給調整手当の支給期間）」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

2 条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第二項）

期間の区分	支給月額
1 年 未 満	21,000 円
1 年以上 2 年未満	21,000
2 年以上 3 年未満	21,000
3 年以上 4 年未満	21,000
4 年以上 5 年未満	21,000
5 年以上 6 年未満	21,000

6 年以上	7 年未満	18,900
7 年以上	8 年未満	16,800
8 年以上	9 年未満	14,700
9 年以上	10 年未満	12,600
10 年以上	11 年未満	10,500
11 年以上	12 年未満	8,400
12 年以上	13 年未満	6,300
13 年以上	14 年未満	4,200
14 年以上	15 年未満	2,100

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第2号の職員となつた日以後の期間を示す。

別表を次のように改める。

別表（第六条）

期間の区分	職員の区分	第2条第1項の職を占める職員	第2条第2項の職を占める職員
1 年 未 満	2 年未満	308,600 円	30,000 円
1 年以上 2 年未満	3 年未満	308,600	30,000
2 年以上 3 年未満	4 年未満	308,600	30,000
3 年以上 4 年未満	5 年未満	308,600	30,000
4 年以上 5 年未満	6 年未満	308,600	30,000
5 年以上 6 年未満	7 年未満	308,600	27,000
6 年以上 7 年未満	8 年未満	308,600	24,000
7 年以上 8 年未満	9 年未満	308,600	21,000
8 年以上 9 年未満	10 年未満	308,600	18,000
9 年以上 10 年未満	11 年未満	308,600	15,000
10 年以上 11 年未満	12 年未満	308,600	12,000
11 年以上 12 年未満	13 年未満	308,600	9,000
12 年以上 13 年未満	14 年未満	308,600	6,000
13 年以上 14 年未満	15 年未満	308,600	3,000
14 年以上 15 年未満	16 年未満	308,600	
15 年以上 16 年未満	17 年未満	305,300	
16 年以上 17 年未満	18 年未満	302,000	

18年以上	19年未満	298,700
19年以上	20年未満	295,400
20年以上	21年未満	292,100
21年以上	22年未満	278,300
22年以上	23年未満	264,300
23年以上	24年未満	250,800
24年以上	25年未満	236,900
25年以上	26年未満	223,200
26年以上	27年未満	205,600
27年以上	28年未満	188,500
28年以上	29年未満	171,200
29年以上	30年未満	153,600
30年以上	31年未満	135,600
31年以上	32年未満	117,300
32年以上	33年未満	99,400
33年以上	34年未満	73,400
34年以上	35年未満	49,100

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

**附 則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

千葉県人事委員会委員長 諸 岡 靖 彦

**千葉県人事委員会規則第十八号**

**期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和三十九年千葉県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第二項第十号中「承認」の下に「又は勤務時間条例第十九条の規定による子育て部分休暇の承認」を加える。

**附 則**

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

千葉県人事委員会委員長 諸 岡 靖 彦

**千葉県人事委員会規則第十九号**

**職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年千葉県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四条の二の二」の下に「及び第二十六条の二第二項」を加える。

第九条第十五号中「。以下」の下に「この号において」を加え、同条第十八号中「子」の下に「（配偶者の子を含む。）」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇の請求）

**第十五条の二**

勤務時間条例第十九条の規定により子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、任命権者が定める期限までに、任命権者の定める手続により請求しなければならない。

第十六条の見出し中「看護休暇」の下に「及び子育て部分休暇」を加え、同条中「前条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「場合」の下に「又は同条例第十五条の二第一項に定める場合」を加える。

第十七条第一項中「又は第十五条第一項」を「、第十五条第一項又は第十五条の二」に改め、同条第二項中「又は看護休暇」を「、看護休暇又は子育て部分休暇」に改める。

第二十条中「及び看護時間」を「、看護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（臨時的任用職員の子育て部分休暇）

**第二十六条の二** 臨時的任用職員の子育て部分休暇は、臨時的任用職員がその満九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 臨時的任用職員の子育て部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として与えるものとする。

3 臨時的任用職員の子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間（第二十三条に規定する特別休暇（第九条第十三号に掲げる事由がある場合における休暇に限る。）又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該特別休暇及び当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

4 臨時的任用職員の子育て部分休暇については、給与条例第十五条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第十九条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

別表第三中「子の」を「子(配偶者の子を含む。）」に改める。

附則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第二十号

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する規則(平成二十五年千葉県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関する規則

第一条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第二条の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給対象期間等)」に改め、同条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第三条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関する規則の規定は、令和五年九月一日から適用する。

企業局管理規程

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月十七日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

千葉県企業局管理規程第十四号

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程

千葉県企業局就業規則(昭和二十八年千葉県水道局企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「特別休暇」の下に「又は子育て部分休暇」を加え、「二時間から当該休暇」を「当該二時間から当該特別休暇又は当該子育て部分休暇」に改める。

第三十四条第七項第九号中「承認」の下に「又は子育て部分休暇(第十四条の規定によ

り与えられる勤務時間条例第十五条の二に規定する子育て部分休暇に相当する休暇をいう。)の承認」を加える。

附則

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

病院局管理規程

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月十七日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十四号

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員服務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「特別休暇」を「特別休暇又は子育て部分休暇」に、「二時間」を「、当該二時間」に、「の時間」を「又は当該子育て部分休暇の時間」に改める。

附則

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布す

令和五年十月十七日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十五号

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第九項第七号中「療養休暇」の下に「(服務規程第十条の規定により与えられる勤務時間条例第十三条に規定する療養休暇に相当する休暇をいう。以下同じ。)」を加え、同項第九号中「承認」を「部分休業の承認又は子育て部分休暇(服務規程第十条の規定により与えられる勤務時間条例第十五条の二に規定する子育て部分休暇に相当する休暇をいう。)の承認」に改める。

附則第二十一項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項及び附則第二十二項を次のように改める。

21 別表第二十四 一 保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(二) 防疫等作業

手当の目に定めるもののほか、職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定する新型イン

フルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（局長が定めるものに限る。）をいう。）から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて局長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。

22 前項に規定する防疫等作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、千五百円（緊急に行われた措置に係る作業であつて、心身に著しい負担を与えると局長が認めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて局長が定める額とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条第九項第九号の改正規定は、令和五年十一月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八